○平成十六年総務省告示第九十五号（技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となるその他端末機器を定める件）

（平成十六年一月二十六日）

（総務省告示第九十五号）

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第三条第一項の規定に基づき、技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となるその他端末機器を次のように定める。

平成十一年郵政省告示第百六十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となるその他端末機器を定める件）は、廃止する。

一　監視通知装置

二　画像蓄積処理装置

三　音声蓄積装置

四　音声補助装置

五　データ端末装置（一から四までに掲げるものを除く。）

六　網制御装置

七　信号受信表示装置

八　集中処理装置

九　通信管理装置

附　則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。